

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2024年9月27日
【会社名】	株式会社倉元製作所
【英訳名】	KURAMOTO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 敏行
【本店の所在の場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小峰 衛
【最寄りの連絡場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小峰 衛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年9月10日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき提出した臨時報告書及び2024年9月13日付で提出した臨時報告書の訂正報告書の記載事項の一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は___線を付して示しております。

報告内容

(訂正前)

(3) 当該分割に係る割当ての内容

(中略)

その他の吸収分割契約の内容

(中略)

吸収分割契約書

(中略)

第4条(分割効力発生日)

本吸収分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)は、2024年10月1日とする。但し、手続き進行上の必要性その他の事由による必要な場合には、分割会社及び承継会社は、協議・合意の上、これを変更することができる。

(後略)

(訂正後)

(3) 当該分割に係る割当ての内容

(中略)

その他の吸収分割契約の内容

(中略)

吸収分割契約書

(中略)

第4条(分割効力発生日)

本吸収分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)は、2024年10月29日とする。但し、手続き進行上の必要性その他の事由による必要な場合には、分割会社及び承継会社は、協議・合意の上、これを変更することができる。

(後略)

以上